



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.9
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

普段は他の薬局を利用している30歳代の女性患者に、医療機関Aからドンペリドン錠10mg「JG」が処方された。薬剤師は、患者からの聴取およびお薬手帳の確認により、患者が医療機関Bでプロラクチン分泌性の下垂体腫瘍の治療中であることを把握した。ドンペリドン錠10mgはプロラクチン分泌性の下垂体腫瘍の患者に禁忌であるため、処方医に疑義照会を行ったところ、メトクロプラミド錠5mg「トーフ」に変更となった。

【推定される要因】

ドンペリドン錠が禁忌となる病態について、医療機関Aの処方医による確認が漏れた可能性がある。

【薬局での取り組み】

患者からの聴取、薬剤服用歴やお薬手帳の確認などにより、現病歴・既往歴、併用薬などの情報を収集し、処方内容が適切であるか検討する。患者にお薬手帳の有用性を説明して活用を促す。



その他の情報

ドンペリドン錠5mg/10mg「JG」の添付文書 2025年5月改訂（第4版）（一部抜粋）

2.禁忌（次の患者には投与しないこと）

2.3 プロラクチン分泌性の下垂体腫瘍（プロラクチノーマ）の患者〔抗ドパミン作用によりプロラクチン分泌を促す。〕



事例のポイント

- プロラクチン分泌性の下垂体腫瘍（プロラクチノーマ）は、乳汁分泌作用のあるホルモンであるプロラクチンが過剰に産生される下垂体腫瘍である。本事業には、プロラクチン分泌性の下垂体腫瘍（プロラクチノーマ）の患者に禁忌であるドンペリドンやスルピリドが処方されたため、処方医に疑義照会を行った事例が2020年4月1日～2025年6月30日に16件報告されている。報告された薬剤は、ドンペリドンが13件、スルピリドが3件であった。
- 患者は、自身の現病歴を正確に記憶していない場合や、把握していても、医療機関で医師に伝えない場合がある。薬剤師は、患者に情報共有の重要性を伝え、お薬手帳に現病歴・既往歴・副作用歴などを記載して、医療機関や薬局で毎回提示するよう説明する必要がある。
- 安全で有効な薬物治療を行うため、薬剤師は現病歴・既往歴や併用薬、副作用歴などの情報を患者から収集し、それらの情報を考慮したうえで処方内容の妥当性や服用中の薬剤による副作用発現の可能性を検討することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。